

重要事項説明書

(小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護)

当事業所はご利用者に対して小規模多機能型居宅介護サービス（介護予防小規模多機能型居宅介護サービス）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

目次

1. 事業者	・・・1
2. 事業所の概要	・・・2
3. 従業者の配置状況	・・・2
4. サービスの内容及び利用料その他の費用の額	・・・3
5. 交通費実費	・・・4
6. 苦情申し立て窓口	・・・5
7. 運営推進会議の設置	・・・5
8. 緊急時の対応方法	・・・5
9. 非常災害時の対策	・・・6
10. 身体拘束防止について	・・・6
11. ハラスメント防止について	・・・6
12. 虐待防止について	・・・7
13. 感染症対策の強化	・・・7
14. 業務継続に向けた取り組みについて	・・・7

1 事業者

事業者名称	東邦エルムサポート株式会社
主たる事務所の所在地	札幌市西区発寒 14 条 11 丁目 1 番 15 号
法人種別	株式会社
代表者名	今井 一彦
電話番号	011-376-5039

介護保険法令に基づき札幌市長から指定を受けている事業所名称（指定番号）	各事業所につき介護保険法令に基づき札幌市長から指定を受けている居宅介護サービスの種類
東邦エルムケア （事業所番号 0170400790）	訪問介護・第一号訪問事業
居宅介護支援事業所 東邦エルムケア豊平 （事業所番号 0170512172）	居宅介護支援

2 事業所の概要

ご利用事業所の名称	小規模多機能型居宅介護支援エルム澄川
事業所の種別	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
指定事業者番号	0190502435
所在地	札幌市南区澄川5条4丁目5番20号住宅型有料老人ホームエルム澄川内
電話番号	011-374-5095
営業日	365日
営業時間（訪問サービス）	24時間
同（通いサービス）	9時～16時
同（宿泊サービス）	16時～9時
通常の事業の実施地域	札幌市（南区、中央区）
登録定員	29人
利用定員（通いサービス）	15人
同（宿泊サービス）	5人
	※ 当事業所は、原則として利用申込に応じますが、ご登録をいただいている場合であっても、利用定員を超過する場合には、通いサービス又は宿泊サービスの提供ができない日がある場合がありますので、ご了承ください。
運営の方針	運営理念 【パーソン・センタード・ライフ】 その人を第一に考える その人らしい生活をサポートする 一人の人として尊重する

3 従業者の配置状況

従業者の職種	資格	員数	勤務の体制
管理者	介護支援専門員	1人	常勤兼務 1名
介護従業者	介護福祉士、実務者研修、介護初任者研修、訪問介護員養成研修2級課程を修了した者等	12人	常勤専従 6名 非常勤専従 3名 非常勤兼務 3名
	看護師又は准看護師	2人	非常勤専従 1名（正看護師） 常勤兼務 1名（准看護師）
介護支援専門員	介護支援専門員	3人	常勤兼務 1名 非常勤兼務 2名
看護職員	看護師又は准看護師	2人	非常勤専従 1名（正看護師） 常勤兼務 1名（准看護師）

4 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

サービスの種類	内容・標準的な手順	保険適用有無
小規模多機能型居宅介護サービス	1. 通いサービス 事業所のサービス拠点において、入浴や排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します ① 食事 ② 入浴 ③ 排泄 ④ 機能訓練 ⑤ 健康チェック ⑥ 送迎サービス 2. 訪問サービス 利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。 訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます 訪問サービスの提供にあたって、次の該当する行為はいたしません ① 医療行為 ② 金銭または物品の授受 ③ 飲酒や喫煙 3. 宿泊サービス 事業所に宿泊していただき、食事、入浴排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します サービス利用料は下記参照	保険適用有 保険適用有
食事の提供に関する費用	朝食 390 円 昼食 500 円 夕食 500 円	保険給付外
宿泊に要する費用	<宿泊室の詳細> 個室 1 室 2 人部屋 4 室（カーテンにより個室可能） 定員数 5 人 費用 1 泊 3000 円	保険給付外

＜小規模多機能型居宅介護サービス利用料＞

下記料金は 1 か月ごとの包括費用（定額）です。

介護保険負担割合証の負担割合に応じた金額が自己負担となります。

【以下は 1 割負担の場合の費用】

介護度	1 か月あたりの利用料	単位数	介護保険適用時自己負担額
要支援 1	31,618 円	3,109	3,162 円
要支援 2	63,877 円	6,281	6,388 円
要介護 1	95,831 円	9,423	9,583 円
要介護 2	140,844 円	13,849	14,084 円
要介護 3	204,864 円	20,144	20,486 円
要介護 4	226,109 円	22,233	22,611 円
要介護 5	249,327 円	24,516	24,933 円
初期加算	9,153 円	30	915 円

★ 1 単位＝10.17 円

★ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位数に 13.4%を乗じた単位数で算定

★ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）を算定。ただし、職員の配置状況等により算定区分が変更となる場合があります。

★ 看護職員配置加算（Ⅰ～Ⅲ）は算定していません。ただし、職員の配置体制により算定する場合があります。

★ 認知症加算（ⅢまたはⅣ） 認知症の状態および算定要件に該当する場合に算定します。

★ 月途中から登録した場合または月途中で登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日：利用者が通い、訪問、泊まりのいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日：利用者と当事業所の利用契約を終了した日

5 交通費実費

利用者の居宅が当該事業所の通常の事業実施地域以外にある時は、送迎に要する費用及び訪問サービスに要した交通費について、事業実施地域を超える地点からの距離に応じた実費をいただきます。

6 苦情申立窓口

ご利用者相談窓口	ご利用時間 平日 午前 9 時～午後 6 時 土日 午前 9 時～午後 6 時 ご利用方法 電話 011-374-5095 面接 場所 小規模多機能型居宅介護エルム澄川内 担当者 管理者 木村 友美
札幌市保健福祉局 高齢保健福祉部 介護保険課	ご利用時間 平日 午前 8 時 45 分～午後 5 時 45 分 ご利用方法 電話 011-211-2972
北海道国民健康保険 団体連合会	ご利用時間 平日 午前 8 時 45 分～午後 5 時 45 分 ご利用方法 電話 011-231-5161

7 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）の提供にあたり、サービス提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記の通り運営推進会議を設置します。

＜運営推進会議＞	
構 成	利用者代表 利用者家族代表 地域住民代表 地域民生委員 地域包括支援センター職員 事業所管理者
開 催	隔月で開催
会議録	運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します

8 緊急時の対応方法

利用者の容体に急変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに利用者の主治医または協力医療機関への連絡を行う等、必要な措置を講じます。また、事前にご指定いただいた緊急連絡先へ連絡します。

協力医療機関①	所属医療機関の名称	札幌在宅クリニックそよ風・白石
	所在地	札幌市白石区東札幌 1 条 2 丁目 3-11-2 階
	電話番号	011-799-0611
協力医療機関②	医療機関の名称	新さっぽろいった歯科
	所在地	札幌市厚別区厚別中央 2 条 4 丁目 9-15-3 階
	電話番号	011-895-1801
協力医療機関③	医療機関の名称	医療法人豊和会新札幌豊和会病院
	所在地	札幌市厚別区大谷地東 2 丁目 5 番 12 号
	電話番号	011-893-7000
	診療科	内科他

9 非常災害対策

非常災害時の対応方法	小規模多機能型居宅介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。 また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。 また、別途消防計画を定めるものとする。
避難・救出等必要な訓練の実施について	非常災害に備えて、防火管理者を定め、年2回定期的に地震、火災に対する避難、救出その他必要な訓練を行い、また夜間を想定した避難訓練も年1回行います。

10 身体拘束防止について

事業者は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。（ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。）

①定期的にマニュアルの見直しをおこない、現在実施しているサービスが身体拘束につながらないか、不適切ケアはないか等の検討の場を3ヶ月に1度設けます。

②やむを得ず身体拘束を実施する場合は、身体拘束等の態様及び目的、身体的拘束等を行う時間、期間等の説明を行い、同意書の作成をおこないます。

③やむを得ず身体拘束等を行う場合には、解除に向けて検討会議を定期的におこないます。また、経過観察のため記録の実施もおこないます。

11 ハラスメント防止について

事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

①事業所内において行われる優越的な関係を背景をした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

（1）身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為

（2）個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

（3）意に沿わない性的行動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しないための再発防止策を検討します。

③介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し聞き取りをおこない、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

12 虐待防止について

事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- ①事業所はご利用様が成年後見制度を利用できるよう支援をおこないます。
- ②当該事業所従業員又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人当）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ③虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ④事業所は虐待防止責任者を小規模多機能型居宅介護の管理者と定めます。

13 感染症対策の強化

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。

- ①事業所内の清潔保持及び職員の健康状態について必要な管理を行います。
- ②事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めます。
- ③事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底しています。
- ④事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ⑤従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

14 業務継続に向けた取り組みについて

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

令和 年 月 日

- (乙) 当事業者は、甲に対する小規模多機能型居宅介護サービス（介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に当たり、甲（甲の家族）に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

小規模多機能型居宅介護サービス事業者

所在地 札幌市西区発寒 14 条 11 丁目 1 番 15 号

名 称 東邦エルムサポート株式会社 印

説明者 管理者 木村 友美

- (甲) 私は、本書面に基づいて乙から上記重要事項の説明を受けました。
私は、小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意します。

(甲) 利用者 住 所

氏 名 印

(甲の家族) 署名代行者 住 所

氏 名 印